

へいせい ねん がつ にち  
平成 30 年 4 月 1 日

## 「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」を 施行しました



へいせい ねん がつ にち がい さい の かめおか し じゆ わ げん ご およ しょうがい しゃ しょうれい し じゆ き ねん しょうごう し せん  
平成30年6月23日開催の「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」施行記念イベントでの集合写真

かめおか し ことし しゆ わ はじめ とする た じゆう  
亀岡市は今年、手話を始めとする多様なコミュ  
ニケーション手段の普及により、障害のあるなし  
にかかわらず全ての市民が互いを認め合い、自分ら  
しく豊かに暮らしていくことのできる社会を目指  
し「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション  
条例」を制定、施行しました。

こん かい しょうがい ふくし ニュース がつ にち がい さい  
今回の障害福祉 NEWS では、6月23日開催の  
条例施行記念イベントの様子を中心に、「共生社  
会」の実現に向けた取組みについてご紹介します。



しゆ わ  
手話であいさつをする  
かつらがわ たか ひろ かめ おか し ちやう  
桂川孝裕亀岡市長



# 条例施行記念イベント

本条例制定を記念してガレリアかめおか響ホールにおいて、あふれんばかりの参加者のもと、式典を盛大に開催しました。

これを機に、手話をはじめ、多様なコミュニケーション方法の理解や習得のきっかけにつなげていきます。

京都市中心に活動をしている『劇団あしたの会』による手話劇の披露がありました。

劇中、コンビニエンスストアでの店員とのやりとりの中で、聴覚に障害があることが原因で、お弁当を温めるサービスやくじ引きのサービスなどを受けることができない場合があることなどが紹介されました。

聴覚の障害を理解することで、障害のあるなしに関わらず誰もが平等なサービスを受けることができるという、わかりやすい劇でした。



亀岡市内の障害者団体によるステージ発表もありました。

発表の中で、障害がある人が普段の生活の中で困っていることや、嬉しかったことなどを体験に基づき披露されました。普段の生活の中で少し気を配ることで、障害のある人もない人もお互い気持ちよく過ごせるヒントとなる発表でした。

また、聴覚障害だけでなく、視覚障害や知的障害がある方とのコミュニケーションをとるにあたり、その障害特性を理解することが、一番の近道であるという発表もあり、参加された方にとって多くの気づきが得られたことと思います。

## ～障害者差別解消法について知っていますか～

平成28年4月1日に人権三法の一つである障害者差別解消法（正式名：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」が求められており、今回開催した上記のイベントも、この法律が目指す「共生社会の実現」につながるものです。

### 不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いの禁止とは、行政機関や会社などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止することをいいます。

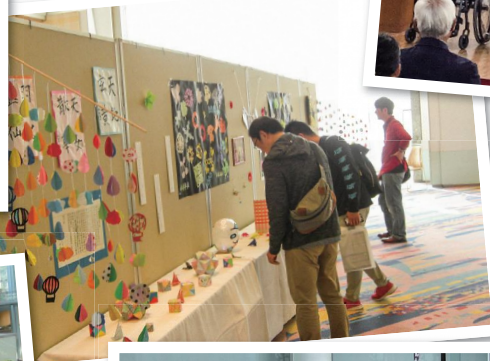
### 合理的配慮の提供

合理的配慮とは、行政機関や事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

# ふれあいフェスタ2018

例年秋に開催しているふれあいフェスタですが、今年は健康いきいきフェスティバルと合同開催ということもあり、多くの人が集まり、活気にあふれたイベントとなりました。

オープニングでは関本泰輝さんによる「ハナミズキ」の独奏、手話サークル四季の会による手話歌の発表でスタートしました。



作業所による商品販売や、芸術作品の展示などもありました。



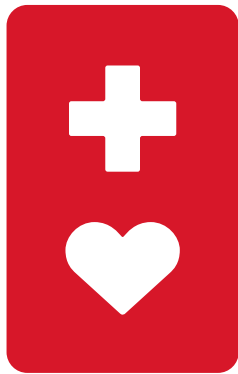
視覚障害のあるテノール歌手、茶木敏行さんによるコンサートが開かれました。

茶木さんは、生まれつき、目が見えませんが、ドイツにわたり、声楽の勉強に励まれ、現在は全国的に活躍されるテノール歌手として各地で公演活動をおこなってられます。

満員の響ホールに素敵な歌声が響きわたりました。



# ヘルプマークを知っていますか



ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう作られたものです。

ヘルプマークを見かけたときは、電車内で席をゆずり、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークは、南丹保健所、南丹広域振興局、亀岡市役所、保健センターで配布しています。

## 活動団体紹介② 亀岡市障害児者を守る協議会

市内には、障害者やその家族及び支援者で構成される障害児者団体があります。その団体の役員にインタビューし、活動内容などを紹介していきます。

初回の昨年、「亀岡市身体障害者福祉協会」を紹介しました。今年は「亀岡市障害児者を守る協議会」の紹介です。

### まず、自己紹介をお願いします。

亀岡市障害児者を守る協議会の会長をつとめております山内節子です。  
よろしくをお願いします。

### では、団体について簡単に説明いただけますか？

当会は障害児者とその保護者が安心して暮らしていくことができるよう、教育、医療、福祉、労働、生活といった分野での支援の充実と、学習会や交流事業を通じて会員相互の支え合い、助け合いを図ることを目的に活動しています。

### いつ頃から活動を始められたのですか？

会の発足は50年ほど前にさかのぼります。当時、小学校の障害児学級に通う子ども達の保護者が集まり、互いの悩み等について話し合いを始めたことや、養護学校設置運動をきっかけとし、1970年に障害児の保護者と教職員が力を合わせ、会を発足させました。

これだけ長く活動を続けられているのは会員の皆さんの熱意と絆の深さがあるからです。

### 現在の会員数と活動内容を教えてくださいませんか？

現在、会は220家族と7団体で構成されています。当会では、毎年市と要望懇談会を開催し、会員の皆さんの声を行政に届けるよう活動しています。それ以外にも、各種研修事業や学習会の実施、会報誌や機関誌の発行、新成人・新年を祝う会の開催など、様々な事業を実施しており、ここでは全部を紹介しきれません。

### 精力的に活動されていることがよく分かりました。最後に一言お願いできますか？

悩みや不安もみんなでおかち合えば解決の糸口が見つかるかもしれません。個々では力が弱くても、団体の力は大きなものとなり、みんなで力を合わせ行政に声を届けることで、障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすいまちづくりを実現していくこともできると思います。興味を持たれた方は是非ご連絡ください。事務局は、亀岡市総合福祉センター内にあります。電話番号は23-0287です。

これからのご活躍を期待しています。  
ありがとうございました。